

医療安全管理指針

(安全管理に関する基本的な考え方)

福岡徳洲会病院（以下、当院）は、徳洲会の理念「生命を安心して預けられる病院」実現のため、医療事故防止の仕組みを院内に構築し、より安全で質の高い医療を提供する。

1. 「人は誰でも間違える」ことを前提に、医療従事者個人の知識・技術の向上に加えて、ミスを生じさせない環境や、患者への好ましくない影響を最小限にする体制を整備する。
2. 患者安全を最優先に考え、良好なコミュニケーションやチームワークの構築に組織全体で取り組み、インシデント事例の分析結果や再発防止対策、また医療安全に関する情報を全職員で共有していく。
3. インフォームドコンセントにもとづく、患者や家族との良好な信頼関係のもとに医療を提供する。
4. 全職員がそれぞれの立場から医療安全活動に積極的に取り組む。

(安全管理のための委員会その他組織に関する基本的事項)

当院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途規程等に定める。

1. 医療安全管理委員会
2. 医療安全管理部門（医療安全管理室、感染管理室、褥瘡管理室）
3. 医療安全管理者
4. 医薬品安全管理責任者
5. 医療機器安全管理責任者
6. セーフティマネージャー

(安全管理のための職員研修に関する基本方針)

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、病院全体の医療安全を向上させることを目的とする。

1. 組織全体に共通する安全管理に関する内容について、全職員を対象に年2回実施する。
2. その他各部署で必要な安全管理に関する研修を実施することとし、医療安全管理室において各部署の研修計画の取りまとめを行う。
3. 研修の実施内容及び参加状況について記録に残し、その評価及び改善に努める。

(報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針)

医療に係る安全確保のために、患者や職員に実害のない事例も含めて広くインシデント報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行う。

(医療事故等発生時の対応に関する基本方針)

医療事故が発生した場合には、患者に対しては医療上最善の処置を行う。状況の変化に直ちに対応できる体制を整備する。事故の状況、患者の状態等を医療安全管理者へ報告する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行う。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。また病院のみでの対応が不可能と判断された場合には、延滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。具体的な対応は別途医療事故防止に関する規程に定める。

(医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針)

1. 医療従事者側からの十分な説明に基づいて、患者側が理解・納得・選択・同意が得られるよう、医療従事者は患者との間で情報を共有するよう努めなくてはならない。
2. 本指針は、患者及びその家族から閲覧の申し出が合った場合には、速やかに閲覧に応じる。また本指針の内容については、当院のホームページに掲載する。

(患者からの相談への対応に関する基本方針)

患者やその家族からの苦情及び相談については、患者相談窓口を設置し、医療内容に関するもの、入退院・医療福祉に関するもの・及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

(その他医療安全の推進のために必要な基本方針)

1. 安全管理に関する指針・マニュアルを整備し、病院職員に周知する。
2. すべての職員は安全管理に関するマニュアル等の作成に積極的に参加する。
3. 医療の安全、患者の安全確保に関する議論においては、すべての職員はその職種、資格、職位の上下に関らず対等な立場で議論し、相互の意見を尊重しなくてはならない。

(その他)

1. 本指針の周知
本指針の内容については、病院長、医療安全管理者、医療安全管理委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。
2. 本指針の見直し、改正
医療安全管理委員会規程にもとづき、少なくとも年 1 回以上、本指針の見直しを議事として取り上げ、検討するものとする。

改定 平成 20 年 9 月 1 日

改定 平成 24 年 12 月 1 日

改定 平成 25 年 4 月 19 日